

議案第27号

世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 区民の葬儀に支障のない範囲で葬儀以外での使用を可能にし、その利用料金を定めるとともに、利用料金の額を改定し、併せて規定の整備を図る必要がある  
ので、本案を提出する。

## 世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立区民斎場条例（平成8年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「葬儀」の次に「（葬儀当日にこれに付随して行われる法要その他の儀式を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条各号列記以外の部分中「者（法人）」を「もの（第1号から第3号まで及び第5号にあっては、法人）」に改め、同条第3号中「前2号」を「前各号」に、「第14条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）第3条第1項に規定する利用者登録を受けた団体のうち、次に掲げる要件を満たすものであって、第14条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が区長の承認を得て定める葬儀に支障がない範囲で活動を行うもの

ア 構成員の2分の1以上が区内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。

イ 構成員の総数が5人以上であること。

(4) 前号に規定する葬儀に支障がない範囲で、区長の承認を得て事業を主催する場合の指定管理者

第6条第2項第1号を次のように改める。

(1) 葬儀以外の目的に使用するとき。ただし、前条第3号から第5号までに掲げるものが使用する場合を除く。

第17条第1項中「の利用」を「の使用」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第5条第4号の規定により指定管理者が施設を使用する場合は、この限りでない。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第17条関係）

1 葬儀での使用の場合

(1) 式場及び洋室

ア 一式利用料金

式場及び洋室	84,000円
--------	---------

#### イ 区分利用料金

使用区分 施設名	午前	午後	夜間	終夜
		午前8時30分から正午まで	午後0時30分から午後4時まで	午後4時30分から午後10時まで
式場	11,000円	11,000円	16,000円	16,000円
洋室	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円

#### ウ 時間利用料金

式場	3,200円（1時間につき）
洋室	1,800円（1時間につき）

#### (2) 仮安置室

仮安置室	1,000円（1日につき）
------	---------------

### 2 葬儀以外での使用の場合

#### 式場及び洋室の区分利用料金

使用区分 施設名	午前	午後
		午前9時から正午まで
式場	900円	600円
洋室	400円	300円

#### 備考

- 一式利用料金は、式場及び洋室を午後4時30分から翌日の午後4時まで使用する場合に適用する。
- 区分利用料金は、使用区分を単位として使用する場合に適用し、2以上の使用区分にわたって使用する場合の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額を合計した額とする。
- 時間使用は、一式利用料金又は区分利用料金の適用のある期間の前又は後の期間の使用に限るものとし、時間利用料金を適用する。この場合において、1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- この表において「1日」とは、暦日による1日をいい、24時間に満たない

端数は、これを1日とする。

第2条 世田谷区立区民斎場条例の一部を次のように改正する。

別表第4の1の部(1)の款アの項中「84,000円」を「91,560円」に改め、同款イの項を次のように改める。

イ 区分利用料金

使用区分 施設名	午前	午後	夜間	終夜
	午前8時30分 から正午まで	午後0時30分 から午後4時 まで	午後4時30分 から午後10時 まで	午後10時30 分から翌日の午 前8時まで
式場	11,990円	11,990円	17,440円	17,440円
洋室	6,540円	6,540円	9,810円	9,810円

別表第4の1の部(1)の款ウの項中「3,200円」を「3,480円」に、「1,800円」を「1,960円」に改め、同部(2)の款中「1,000円」を「1,090円」に改め、同表の2の部式場及び洋室の区分利用料金の款式場の項中「900円」を「1,100円」に、「600円」を「800円」に改め、同款洋室の項中「400円」を「500円」に、「300円」を「400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 令和7年4月1日
- (3) 第2条及び附則第4項の規定 令和7年8月1日

(準備行為)

2 この条例による改正後の第5条第3号に掲げるものは、令和7年4月1日前においても、世田谷区立区民斎場条例第6条第1項の規定により、同条例第3条に規定する施設の使用の承認に係る申請をすることができる。

3 指定管理者は、前項の申請があった場合には、令和7年4月1日前においても、世田谷区立区民斎場条例第6条第1項の規定により、その承認をすることができる。

(経過措置)

4 第2条の規定による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。